

令和元年（2019年）12月6日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

尾原 祐三



令和元年度（2019年度）熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について（報告）

本年度の再評価対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別紙1のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別紙1

令和元年度（2019年度）熊本県公共事業再評価監視委員会報告書

令和元年（2019年）12月6日

「令和元年度（2019年度）再評価対象事業箇所一覧表（別紙2）」の各事業について、令和元年（2019年）7月31日から令和元年（2019年）11月18日まで4回にわたり審議した結果、下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づく意見】

再評価対象事業（11事業）の対応方針については、提出された各種資料や審議過程における説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、別添の意見を付して、別紙2のとおり判断します。

令和元年度（2019年度） 熊本県公共事業再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業の種類	路線名 河川名 地区名等	事業名	事業箇所	県の対応方針案	県の対応方針案に対する委員会意見 (○：妥当, ×：不当)
1	道路 (安全施設)	国道443号	防災・安全交付金	上益城郡 甲佐町	継続	○
2	道路 (安全施設)	国道219号	防災・安全交付金	球磨郡 錦町	継続	○
3	地すべり	河内	防災・安全交付金	天草市	継続	○
4	砂防	狐塚川	防災・安全交付金	菊池市	継続	○
5	砂防	岳本1	防災・安全交付金	球磨郡 球磨村	継続	○
6	砂防	西川内	防災・安全交付金	天草市	再開	○
7	農道	錦南部5期	農山漁村地域整備交付金 (農道整備事業)	球磨郡 錦町	継続	○
8	ほ場整備	梅洞	農山漁村地域整備交付金 (経営体育成基盤整備事業)	熊本市	継続	○
9	ほ場整備	両併西部	農業競争力強化農地整備事業 (経営体育成基盤整備事業)	阿蘇郡 南阿蘇村	継続	○
10	ほ場整備	会富	農業競争力強化農地整備事業 (経営体育成基盤整備事業)	熊本市	休止	○
11	農地防災	東門寺2期	農村地域防災減災事業 (農地保全整備事業)	熊本市	継続	○

一括審議事業の報告書

一括して審議した次の事業について、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

【整理番号 2】国道219号 防災・安全交付金事業

【整理番号 4】狐塚川 防災・安全交付金事業

【整理番号 5】岳本1 防災・安全交付金事業

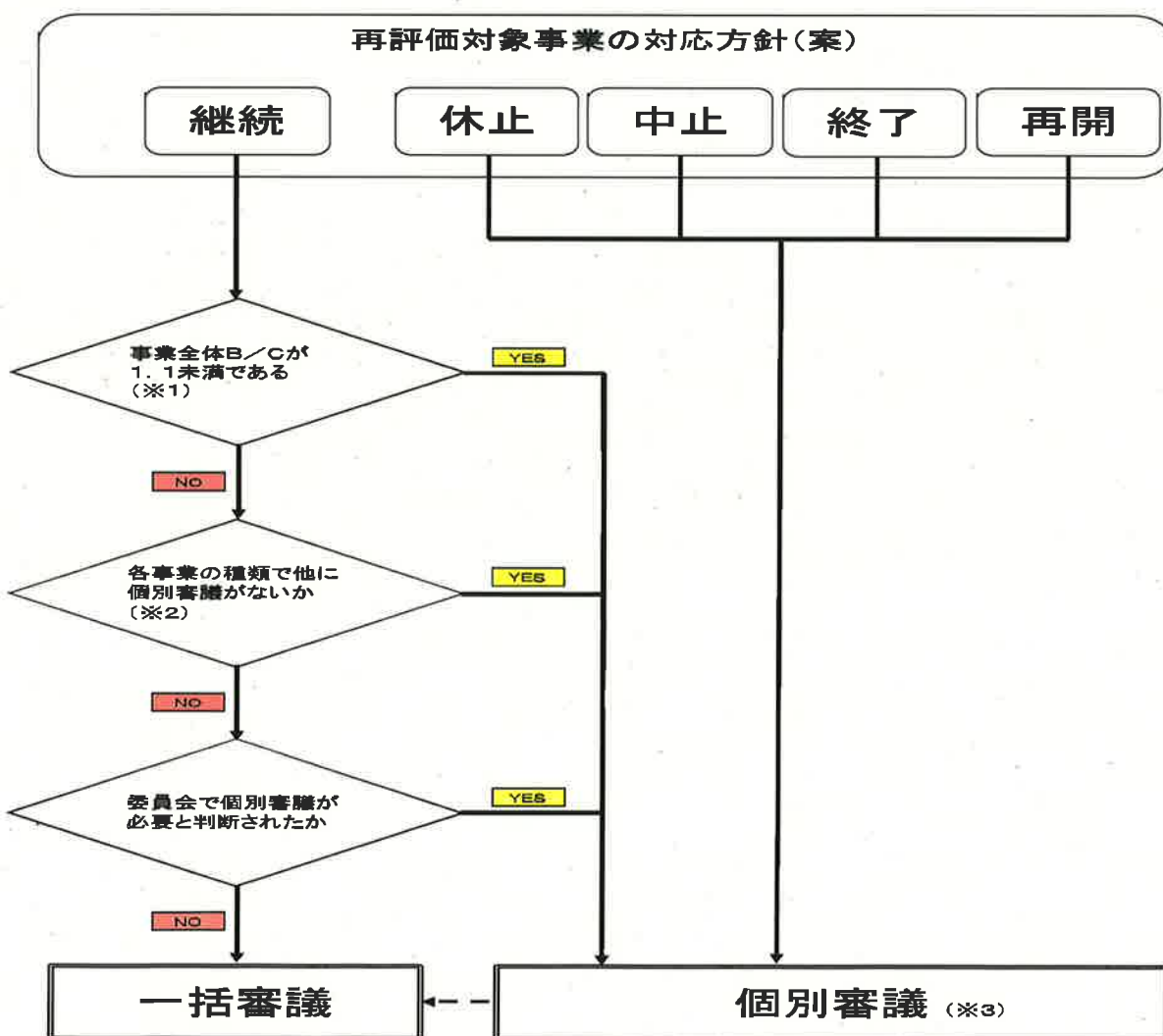
【整理番号 8】梅洞 農山漁村地域整備交付金事業

【整理番号 9】両併西部 農業競争力強化農地整備事業

《参考》

一括審議は以下のフロー図に従い委員会で選定された事業を対象としている。

個別審議・一括審議選定フロー図



※1: 事業全体B/Cが算定できない事業は個別審議とする。

※2: 個別審議の条件がない場合は、再評価の回数が最も多い事業を個別審議に選定するものとする。再評価の回数が最も多い事業が複数ある場合は、事業全体B/Cが最も小さい事業を個別審議に選定するものとする。

※3: 個別審議に選定された事業について、事業進捗率等の状況により委員会の判断で一括審議とすることができる。

【整理番号1】国道443号 防災・安全交付金

(事業概要)

国道443号は、福岡県大川市を起点とし、御船町、甲佐町等を経由し、氷川町に至る一般国道であり、上益城・八代地域を縦断する重要な幹線道路である。

事業箇所周辺には、甲佐小学校、甲佐中学校、甲佐高校、甲佐町役場などの公益的施設があり、本路線は通学路になっているが、事業箇所は、歩道が無い、もしくは幅員狭小であり、歩行者等は交通事故の危険にさらされている。

また、甲佐町策定の通学路交通安全プログラムにおいて、要対策箇所に位置付けられている。

このため本事業は、歩道の整備を行い、歩行者の通行安全性向上、自動車交通の円滑化を目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初計画では平成30年度(2018年度)に完了する予定であったが、町管理河川を横断する橋梁部の河川管理者との協議及び用地の取得などに期間を要したため、事業期間を延長している。事業進捗率は、令和元年度(2019年度)末で49%(事業費ベース)、令和5年度(2023年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業区間は小中高等学校の通学路であるとともに、甲佐町役場を利用する高齢の地元住民も多く通行している。歩行者、自転車、多くの車両が混合して道路を利用している状況は危険であり、歩道と車道を分離することで、安全安心な通行空間を確保する必要性は高い。また、未施工区間が整備されることで供用済区間と併せた事業効果が期待できる。

以上のことから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、今後も河川管理者との協議や用地取得を早急に進め、事業の早期完了を図ること。

(事業概要)

河内は、天草市役所から東に約10km、天草市栖本町に位置する地すべり防止区域である。被害想定区域内には人家66戸、主要地方道松島馬場線、二級河川河内川があり、地すべりが発生するとその被害は甚大になることが想定される。

このため本事業は、地すべりを抑制する抑制工（集水井・横ボーリング）や抑止する抑止工（抑止杭）を施工することにより、地すべりから人命や財産、公益的施設等を保全することを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、事業採択からの10年間で、A、Cブロックにおいて抑制工を進めてきた。事業進捗率は、令和元年度（2019年度）末で22%（事業費ベース）、令和11年度（2029年度）に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業区域は、地すべりによる直接的な被害だけでなく、滑動した土砂が河川をせき止めることによって生じる湛水や氾濫による被害も想定されており、保全対象範囲が広大である。

事業区域内の5つの地すべりブロックのうち、抑制工が完了しているAブロックでは、地下水位の低下により地すべり滑動が軽減し、事業効果を発現している。抑制工を施工中のCブロックも、これを完了させることで地すべり滑動の軽減が見込まれる。また、未施工ブロックにおいても必要に応じて水位計や伸縮計等による観測を行い、その結果を踏まえて対策工を検討することとなっている。

地下水位変動や地すべり変位の観測結果に基づいて対策を実施する地すべり事業の特性から、本事業期間の延長はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、観測結果やこれまでの対策の効果について、定期的に地域住民等へ分かりやすく説明を続けるとともに、観測結果の地域住民への迅速な伝達方法・警戒監視体制を構築すること。また、観測結果に基づき最適な対策工法を採用する等、事業期間中の地域の安全を確保しながら、事業の早期完了を図ること。

【整理番号6】西川内 防災・安全交付金

(事業概要)

西川内は、天草市河浦町に位置し、土石流発生の高危険性が高い溪流である。下流域には指定避難所^{※1}である今富地域交流施設や人家、天草市道などが存在するため、土石流が発生するとその被害は甚大になることが想定される。

このため本事業は、砂防堰堤を整備することにより、土石流から人命や財産、公益的施設等を保全することを目的としている。

本事業は、今回3回目の再評価であり、避難所の指定が解除された平成24年(2012年)から事業休止となっていたが、令和元年(2019年)6月に指定避難所として再指定され、事業再開の条件が整った。これまでの事業進捗率は、令和元年度(2019年度)末で26%(事業費ベース)、令和4年度(2022年度)に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、砂防堰堤を整備することで、指定避難所に再指定された今富地域交流施設や人家、天草市道を土石流災害から保全するものである。

平成24年度(2012年度)の事業休止から今富地域交流施設の指定避難所としての再指定までに時間がかかり、当初計画に対し事業期間を延長したことはやむを得ないが、地域防災力の向上、地域住民の安全安心のために必要な事業であり、事業の早期完了が求められる。

以上のことから、今回の再評価における対応方針「再開」は妥当である。

なお、事業完了まで今富地域交流施設の指定避難所としての開設については、安全性を慎重に検討すること。また、事業完了後も、災害時の避難に混乱が生じないように地域住民に対して、指定緊急避難場所^{※2}ではなく指定避難所であることを定期的かつ正確に説明し、周知徹底を図ること。さらに近年の豪雨災害をみると想定以上のことも起こりうるので、地域住民への防災啓発活動も引き続き推進すること。

※1 指定避難所 : 避難勧告等が解除された後、自宅に居住できない状況の被災者等が一時的に避難生活をする施設

(いわゆる「第2次避難所」)

※2 指定緊急避難場所 : 避難勧告等が発令された場合に緊急的に避難する施設や場所

(いわゆる「第1次避難所」)

（事業概要）

錦南部5期地区は、人吉市及び球磨郡錦町の南部の農地を受益地とした基幹農道の一部区間であり、当該基幹農道の受益地では、水稻・果樹・畜産を中心とした農業が営まれ、特に梨、桃、栗等の果樹生産が盛んな地域である。

受益地内の道路は幅員が狭く未舗装であり、平成7年度（1995年度）から地域の基幹となる農道整備に取り組み、5期区間以外は既に完了しているが、本区間が未整備であるため、農産物の集出荷、農業機械や生産資材の搬出入に支障を来している。

このため本事業は、5期区間を整備することにより、基幹農道全線を開通させ、農業経営の効率化を図ることを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初計画では平成29年度（2017年度）に完了する予定であったが、用地の取得に期間を要したため、事業期間を延長している。事業進捗率は、令和元年度（2019年度）末で73%（事業費ベース）、令和3年度（2021年度）に事業完了となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、丘陵地に広がる農業地帯において、基幹となる農道を整備することで、農業経営の向上と安定化を図るものである。既に工事が完了した1期地区から4期地区及びふるさと農道の供用を開始しており、農業経営の改善が図られつつあり、本事業を完了させ、基幹農道全線を有効に利用することが望まれる。また、用地の取得に期間を要したことから事業期間が延長されているが、用地取得問題は解決の目途が立っている。

以上のことから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては、引き続き周辺の自然環境に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

（事業概要）

会富地区は、熊本市の西部（旧飽田町）に位置し、国道501号及び2級河川千間江湖川と2級河川除川に囲まれた平坦な水田地帯である。地区の農地基盤は概ね10a程度の狭小な区画で、道路は幅員が狭く未舗装であり、生産性の向上、農産物の集出荷、農業機械や生産資材の搬出入に支障を来している。また、用排水路が兼用の土水路^{※1}であるため、法面崩壊等により水路維持に支障を来しているとともに、かんがい時期の地下水上昇による影響で農地の汎用化が進まない状況である。

このため本事業は、農地の基盤整備を実施し、農地の集積を一体的に行うことで将来の農業生産を担う経営体を確立するとともに、農地を将来にわたり適切に維持保全し、地域の農業振興と持続的な発展を図ることを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、これまでに測量設計の一部を実施しているが、受益者全員の同意が必要な換地計画に対する未同意者が存在すること、相続登記が未了であること、事業への反対者が存在すること等により工事に着手出来ていない。事業進捗率は、令和元年度（2019年度）末で6%（事業費ベース）となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、農地の基盤整備を実施することで、農業経営の向上と安定化を図るものである。事業開始から5年が経過しているが、受益者全員の同意が必要な換地計画に対する未同意者が存在すること、相続登記が未了であること、事業への反対者が存在すること等により工事に着手出来ていない状況である。これらの問題解決には、地元との調整が不可欠であり時間を要する。

以上のことから、今回の再評価における対応方針「休止」は妥当である。

なお、今後は事業再開に向けて、引き続き受益者との協議を重ね、全員が同意できる換地計画の立案を行うこと。

ただし、長期間同意が得られない場合、「中止」を検討すべきである。

※1 土水路：コンクリート等で整備された水路ではなく、側面、底面ともに土地盤の水路

（事業概要）

東門寺2期地区は、熊本市の北西部に位置し、金峰山の山麓を中心に有明海の温暖な気候条件を活かして、古くから、みかん、梨の栽培が盛んで、全国でも有数の産地が形成されている。しかし、一帯は急傾斜地で火山灰性の土壌であるため、降雨時には表土の浸食・流出が著しく、法面崩壊も随所に見られる状況にある。また、樹園地内農道も少なく、農産物の集出荷、農業機械や生産資材の搬出入及び防除作業等に支障を来している。

このため本事業は、排水施設や水兼農道^{※1}を整備し、浸食、崩壊等による被害を防止することで農地の保全を行うとともに、機械化による作業の省力化を図ることを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初計画では平成29年度（2017年度）に完了する予定であったが、平成28年熊本地震による点検測量等の必要性から用地の取得に遅れが生じたため、事業期間を延長している。事業進捗率は、令和元年度（2019年度）末で50%（事業費ベース）、令和4年度（2022年度）に事業完了となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、急傾斜地で火山灰性の土壌の樹園地において、排水施設や水兼農道を整備することで、農地の保全及び農業経営の向上と安定化を図るものである。また、平成28年熊本地震による点検測量等の必要性から用地の取得に遅れが生じたため、事業期間が延長されているが、令和元年度（2019年度）に取得完了の目途が立っている。

以上のことから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、今後の工事の実施に当たっては、引き続き周辺の自然環境に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

※1 水兼農道：水路と道路を兼ねるもので、通常は道路として使用するが、降雨時は排水路の役割を果たすもの